

令和8年3月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	1月23日 (※)	旧向島中学校屋内運動場棟屋上防水改修工事	令和8年3月31日	大宗工業株式会社	6,226,000	旧向島中学校屋内運動場に雨漏りが発生し施設利用に支障を来しており、早急に改修する必要がある。 指定事業者は、当該施設の屋上防水補修工事を行った実績があり、当該施設の構造及び漏水原因を熟知しているため、最も迅速かつ的確な対応が可能な事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課
2	3月9日	第四吾嬬小学校外構整備工事	令和8年3月27日	松原建設株式会社	3,209,800	本件については、指名競争入札を2回行ったが、いずれも応札者がいなかった。 そこで、辞退事業者に改めて交渉を行ったところ、1回目の指名競争入札の指名業者である指定事業者から人員配置が可能となった旨回答があった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	庶務課
3	3月25日	墨田区庁舎受変電設備高圧変圧器更新工事	令和9年3月31日	株式会社きんでん 東京支社	103,400,000	指定事業者は、墨田区庁舎設備管理業務委託の再委託者として、例年庁舎の電気設備点検を行っている事業者である。 本工事は、区庁舎の性質上、停電に伴う影響を最小限にとどめるため、限られた時間に確実な施工が求められている。また、高圧受電盤内の狭い空間内において、限られた停電時間内で行わなくてはならないため、区を受変電設備を熟知している指定事業者でなければ、感電災害、作業の遅延等が発生する可能性があることから、本業務を確実かつ安全に履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

※ 緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。